

## 公布された規則のあらまし

### ◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由

平成29年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。

#### 2 内容

- (1) 政策企画部を廃止するとともに、知事直轄組織の知事公室を知事戦略局に改め、知事戦略局に総務課、秘書課、知事戦略課、総合計画課及び広聴広報課を置くこととしました。（目次、第10条、第12条関係）
- (2) 経営管理部行政改革課を行政経営課に改めました。（第10条、第12条関係）
- (3) 経営管理部に地域振興局及び情報統計局を置き、地域振興局に地域振興課及び市町行財政課を、情報統計局に情報政策課、電子県庁課、統計利用課及び統計調査課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）
- (4) 文化・観光部に管理局を新設し、総務監、経理監及び政策監を置くこととしました。（第10条、第12条関係）
- (5) 文化・観光部スポーツ局にオリンピック・パラリンピック推進課及びラグビーワールドカップ2019推進課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）
- (6) 附属機関として、静岡県障害者差別解消支援協議会、静岡県国民健康保険運営協議会及び小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議を置くこととしました。（第13条関係）
- (7) 経済産業部関係出先機関として、ふじのくに茶の都ミュージアムを置くこととしました。（目次、第45条の2、第71条関係）
- (8) 本庁に、県理事（政策担当）を置くこととしました。（第62条関係）
- (9) 東部地域政策局、中部地域政策局及び西部地域政策局を、それぞれ東部支援局、中部支援局及び西部支援局に改めるとともに、それらに関する事務を経営管理部が分掌することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第4条、第66条、第67条関係）
- (10) 本庁に、地域外交参事官及び地域外交専門官を置くこととしました。（第67条関係）
- (11) その他必要な改正を行いました。

#### 3 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県財産規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 平成29年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第20条の2、第75条、第85条、別表第7関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇私立学校規程の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) 私立学校法の改正に伴い、立入検査をする職員の身分証明書の様式を定めました。（第8条、別記様式関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) ガス事業法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める省令の改正に伴い、指定放課後等デイサービスの事業及び基準該当放課後等デイサービスの事業の人員及び運営に関する基準を見直しました。（第71条、第75条の2～第77条、第79条関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則及び障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める省令及び障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める省令の改正に伴い、就労継続支援A型の事業の運営に関する基準を見直しました。（指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第177条、第178条、第182条の2、第183条、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則第70条の2、第77条、第78条、第83条関係）

## 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

### ◇医療法施行細則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 医療法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（様式第28号関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年4月2日から施行することとしました。

### ◇保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 准看護師免許申請書等の様式を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（様式第1号、様式第3号～様式第11号関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。

### ◇静岡県看護職員修学資金貸与規則及び静岡県看護職員特別修学資金貸与規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

母子保健法等の改正に伴い、次の規則について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県看護職員修学資金貸与規則
- (2) 静岡県看護職員特別修学資金貸与規則

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県医学修学研修資金貸与規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

- (1) 修学研修資金の貸与を受けていた者の返還債務の免除の条件を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。（第10条、様式第6号、様式第7号関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

## 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

静岡県工業技術研究所に新たな機器を導入することとしたことに伴い、使用料の額を定めました。（別表関係）

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

(1) 分析等に係る細目の見直しに伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）

(2) 静岡県工業技術研究所の業務の見直しに伴い、手数料の項目の一部を削りました。（別表関係）

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

### ◇小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議規則

#### 1 制定の理由及び内容

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例に基づいて設置する小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しました。

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

### ◇県道に係る公共用財産台帳事務取扱規則を廃止する規則

#### 1 廃止の理由

事務事業の見直しに伴い、県道に係る公共用財産台帳事務取扱規則を廃止することとしました。

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県有土地改良財産台帳等の事務取扱規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

(1) 静岡県有土地改良財産台帳等の電算化等に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第5条、第6条、第7条、様式第1号、様式第2号関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

#### 2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

沼津市立少年自然の家及び静岡市清水大平青少年の家が廃止されることに伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行することとしました。